

必 要 書 類 一 覧

農地法第3条許可の申請に必要な書類の一覧です。

申請内容によって必要な書類も異なりますので、詳しくは農業委員会におたずねください。

必 要 書 類	部数	備 考
許可申請書	3	
許可申請書別添・別紙	1	
申請地の登記事項証明書・公図	1	・法務局交付、受付日以前3か月以内のもの。 (※全部事項証明書に限ります。)
譲渡人の住民票抄本	1	・申請地の登記事項証明書に記載の所有者住所が 申請書記載の住所と異なる場合に必要です。
譲受人の住民票謄本	1	・申請書に記載の住所が町外の場合に必要です。
営農計画書	1	・譲受人が新規就農の場合または町外にお住まい の場合に必要です。
委任状及び委任者の印鑑証明書	1	・代理人申請の場合に必要です。
耕作証明書	1	・譲受人が町外にお住まいの場合に必要です。
法人の登記事項証明書	1	・譲受人が法人の場合に必要です。 (※全部事項証明書に限ります。)
定款又は寄付行為の写し	1	・譲受人が法人の場合に必要です。
組合員名簿又は株主名簿の写し	1	・譲受人が農地所有適格法人で、法人形態が農事 組合法人又は株式会社の場合のみ添付。
議事録・損益計算書・出勤記録の写し	1	・譲受人が法人の場合に必要です。

- ・個人の所有権取得において農業委員会で国籍確認を必要と判断したときは、国籍が確認できるものの提示を求める場合があります。(住民票の写し、在留カード、在留資格認定証明書など)
- ・その他、申請の内容に応じて書類の提出を求める場合があります。